

# 島根県報

第一、四一八号  
平成十四年十一月八日  
(金曜日)

## 目 次

規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
告示	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(地 方 課)	二
	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(長 寿 社 会 課)	二
	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( 〃 〃 〃 )	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	三
	保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	三
	解除予定保安林	( 〃 〃 〃 )	三
	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要(二件)	(商 工 企 画 課)	三
	平成十四年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課)	四
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	五
公 告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(障 害 者 福 祉 課)	一〇
教委公告	都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	一〇

平成十五年島根県教育職員(理療科実習助手)採用  
候補者選考試験の実施

### 公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇三号)

- 一 規則の概要  
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)の施行に伴う規定の整理(第十八条の二関係)
- 二 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第百三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年島根県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第十八条の二第二項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第九百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
隠岐郡海士町大字宇受賀六九〇番四地先から同大字六九〇番七地先の公有水面埋立地	八七六・七〇平方メートル	大字宇受賀
隠岐郡海士町大字宇受賀七〇〇番二地先から同大字七〇五番一地先の公有水面埋立地	一、一六四・八七平方メートル	〃
隠岐郡海士町大字宇受賀六九〇番七地先から同大字六五一番地先の公有水面埋立地	二、八一四・六三平方メートル	〃

（ただし、右地番は、平成十四年三月九日現在のものである。）

島根県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
雲南なごみクリニック	大原郡木次町大字里方一〇九三番地四七	平成十四年十月一日
岡見診療所	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇	平成十四年十月七日
あけぼの薬局	益田市あけぼの西町一五―八	平成十四年九月一日
ハープ薬局	八束郡八雲村東岩坂四二四―五	平成十四年十月一日
有限会社あんず薬局	出雲市西神西町字西代五一八番地六	平成十四年十月一日

島根県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
雲南クリニック	大原郡木次町大字里方一〇九三番地四七	平成十四年九月三十日
大屋医院	那賀郡三隅町大字岡見六八一	平成十四年九月三十日
大野医院	出雲市今市町一二六八―六	平成十四年八月十一日

有限会社大谷仁成堂薬局	益田市本町一―六五	平成十二年八月一日
-------------	-----------	-----------

島根県告示第九百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 有限会社 ハヤセ	指定した事業 福祉用具貸与	事業所の名称 有限会社 ハヤセ	事業所の所在地 邑智郡邑智町粕淵二四五―一	指定年月日 平成十四年十一月一日
--------------------	------------------	--------------------	--------------------------	---------------------

島根県告示第九百四十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 保安林予定森林の所在場所  
邇摩郡仁摩町大字大國町字ウルシ原七六三、字西山三三〇一の二
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第九百四十四号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
邇摩郡仁摩町大字大國町字アサアルキ三九二九の七番地
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第九百四十五号

平成十四年島根県告示第六百六号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により益田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田サティ 島根県益田市乙吉町イ九五番地一〇外  
二 意見の概要

1 営業時間の変更に伴い、夜間における来店者の防犯上の安全確保について配慮すること。  
2 青少年の非行防止及び健全育成に配慮すること。

三 縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町一番地一号）

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第九百四十六号

平成十四年島根県告示第六百十三号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により浜田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外

二 意見の概要

営業時間の変更にあたり、地域住民との間で騒音及び周辺環境美化について配慮すること。

三 縦覧場所

浜田市商工観光課（浜田市殿町一番地）

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第九百四十七号

平成十四年度地籍調査事業の決定（平成十四年島根県告示第五百十号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月八日から施行する。

平成十四年十一月八日

表頓原町の項を次のように改める。

島根県知事 澄 田 信 義

頓原町

佐見2  
佐見3  
佐見4  
長谷1  
頓原村1  
頓原村2  
頓原村3  
花栗1  
獅子1  
獅子2  
頓原村3

交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで

表邑智町の項を次のように改める。

邑智町

滝原2  
上川戸2  
上川戸3  
石原  
熊見  
酒谷1  
酒谷1  
信喜1  
坂根  
信喜2  
湯谷  
酒谷2  
酒谷2  
酒谷3  
酒谷3

交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで

表瑞穂町の項を次のように改める。

瑞穂町	萩原 2 萩原 3 馬野原 1 馬野原 2 円の坂 1 馬野原 4	交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで
-----	--	-----------------------

表石見町の項を次のように改める。

石見町	日貫 5 日貫 6 日貫 7 日貫 8 日貫 9 矢上 3 日貫 1	交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで
-----	--	-----------------------

表日原町の項を次のように改める。

日原町	日原 I 曾庭 小瀬 I 青原 I 添谷 I 添谷 II	交付決定の日から平成十五年三月三十一日
-----	---	---------------------

島根県告示第九百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 区域の名称 須山

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
能義	伯太	須山福富		四八九番三 一四〇四番一 一三九九番 一三九六番 七二〇番 七二八番 七三五番三 七三六番	一号 二号から五号まで 六号及び七号 八号及び九号 十号 十一号 十二号 十三号

一 区域の名称 中の上

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
能義	伯太	安田中		三八八番一 八〇〇番 八〇二番三 四八七番 八〇〇番 四七七番一 四八六番 四八八番一	一号 二号 三号 四号 五号及び六号 七号及び八号 九号 十号

一 区域の名称 赤崎

二 土地の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	安来	町村	赤崎	大字		字	上エノ山	地番	一四〇四番	標柱番号	一号
							上エノ山		五八九番		二号
							小山		五九四番一		三号
							上エノ山		一三九八番統一		四号
							原谷		一三九九番三		五号
									六七二番		六号
									六八〇番		七号
									六八八番		八号から十二号まで
									五八二番		十三号

一 区域の名称 湯神社  
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	大原	町村	大東	大字		字	中湯石	地番	九三四番一	標柱番号	一号
									二一九七番一		二号から七号
									九三六番一		八号から十一号まで
									九三六番三		十二号
									九三四番		十三号

一 区域の名称 養路谷  
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	邑智	町村	桜江	大字		字	谷住郷	地番	二六二〇番一四	標柱番号	一号
									三〇四〇番一		二号
									三〇四九番一		三号
									三〇五一番一		四号
									五〇五三番		五号
									三〇五三番二		六号及び七号
									二五八四番一		八号
									二五八四番二		九号及び十号
									二五八四番五		十一号
									四八三九番一		十二号
									二六一一番四		十三号
									二六二〇番一五		十四号

一 区域の名称 養路谷?  
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地の存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱十号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱十号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	邑智	町村	桜江	大字		字	谷住郷	地番	三〇六一番一	標柱番号	一号及び二号
									二五五四番一		三号
									三〇七〇番一		四号及び五号
									五〇六六番二		六号
									二五五七番一		七号



号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
那賀	旭	都川		二四七九番三	一号及び二号
				八八二番	三号
				八八六番一	四号及び五号
				八九〇番二	六号
				九二八番六	七号
				九二一番	八号
				一九一九番	九号
				一九二二番	十号
				九四四番二	十一号
				二四七九番三	十二号

一 区域の名称 稲葉屋

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
益田	久々茂			イ七〇二番一	一号
				イ一三七九番二	二号
				イ一三七九番一	三号
				イ一三八四番二	四号
				イ一三八四番一	五号
				イ一三八五番三	六号
				イ七二五番一	七号
				イ七〇四番五	八号
				イ七〇二番二	九号

一 区域の名称 和田

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足	津和野	耕田	土井	一七五番	一号
				一六〇九番一	二号
				二九四番一	三号
			城ヶ峠	三〇〇番	四号
			土井	二八六番	五号
				二八七番	六号
				一七五番	七号

一 区域の名称 小瀬

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
鹿足	日原	富田	家廻り	イ七五番一	一号
			西ヶ迫	イ六九九番	二号及び三号
			家ノ上	イ七〇四番二	四号
				イ七〇五番	五号
				イ七〇七番	六号から九号まで
			片山	イ一二二番	十号
			森之下	イ一一二番二	十一号
			三平上	イ八四番一	十二号
				イ八一番一	十三号
			片山上	イ七八番一	十四号
				イ七八番二	十五号



一 区域の名称 釜屋1  
 二 土地の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	都万	都万	新井	二〇九三番一	一号
			松崎	二〇九六番一	二号
			セハト	二一四六番四	三号
				二〇七五番一	四号
				二〇七八番一	五号
			釜屋	一七〇一番一	六号
			井奥	一五四五番一	七号及び八号
				一五六五番二	九号
			釜屋	一六一五番二	十号
				一七〇〇番一	十一号
			新井	二〇九〇番一	十二号
				二〇九二番一	十三号

一 区域の名称 釜屋2  
 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次に結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	都万	都万	釜屋	一五六九番一	一号
				一五六八番一	二号
			井奥	一五五五番一	三号
				一四三五番一	四号
			釜座	一四三一番	五号

一 区域の名称 油井  
 二 土地の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	都万	油井	大水谷	三五三番一五	一号
			向山	三四九番二一	二号
				三四九番四〇	三号
				三四九番一一	四号
			國吉平	一八番一	五号
				五番一	六号
				一番一	七号

一 区域の名称 白崎(追加)  
 二 土地の表示

平成六年六月十七日島根県告示第六百四号で指定した標柱一号と二号及び標柱一号と九号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱十号から十九号までを順次に結んだ線、標柱二十号から二十二号までを順次に結んだ線、標柱十号と二十二号を結んだ線、標柱二号と十九号を結んだ線及び標柱九号と二十号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
隠岐	西郷	飯田	白崎	一番二	十号
		東郷	向灘	九五番一	十一号
		飯田		一番二	十二号及び十三号
				七番	十四号
				九番一	十五号及び十六号
				一番一	十七号
				九番五	十八号
				二四番	十九号

六番四	二十号
六番一	二十一号
一番一	二十二号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十四年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こだま

三 代表者の氏名

山田 久

四 主たる事務所の所在地

松江市東忌部町八三番地二五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、在宅支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的としている。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度事業計画書並びに初年度及び翌年度収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

六道都市計画道路

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

教育委員会公告

平成十五年度島根県教育職員（理療科実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成十四年十一月八日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

一 目的

この選考試験は、平成十五年度島根県立学校の教育職員（理療科実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

二 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	試験の程度	採用予定人員
実習助手	理療	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	一般教養は高卒程度、専門教養と専門実技はあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家試験程度	一名程度

- (注) (一) 採用予定人員は、変更する場合があります。
- (二) 勤務場所は、島根県立盲学校です。

- 三 出願資格（性別は問わない）
  - (一) 昭和三十三年四月二日から昭和五十七年四月一日までに生まれた者
  - (二) 地方公務員法第十六条の欠格事由に該当しない者
  - (三) あん摩マッサージ指圧師免許・はり師免許・きゅう師免許の所有者
- （平成十五年三月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者を含む）

四 出願手続

- (一) 出願期間 平成十四年十一月十三日（水）から十一月二十九日（金）（必着）  
ただし、郵送の場合は、平成十四年十一月二十八日（木）消印有効とします。
- (注) (一) 封筒の表に「教育職員（理療科実習助手） 選考試験願書在中」と朱書してください。

- (二) 持参の場合の受付時間は、月々金曜日の午前九時～午後五時とします。
- (二) 願書等の提出先 〒六九〇―八五〇二 松江市殿町一番地 島根県教育庁高校教育課
- (三) 受験票は、申し込みを受けた際すぐには交付しないで、受付締切後に郵送します。受験票が十二月六日（金）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

五 提出書類

(一) 教育職員（理療科実習助手）採用候補者選考試験願書	様式一によること。 （注）受験票用に願書と同じ写真がもう一枚必要です。	一通
(二) 健康診断書	様式二によること。	一通
(三) 自己アピール	様式三によること。	一通
(四) 所有免許の写し	免許取得見込者は文部科学大臣の認定した学校または厚生労働大臣の認定した養成施設の卒業（見込）証明書	一通

(五) 連絡用封筒

封筒角形二号（三十三・二cm×二十四・〇cm）に三百三十四分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける）を明記すること（封筒の口には両面テープを貼ること）。

二通

- (注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日には必ず持参してください。

六 選考試験

(一) 試験日及び試験場

試験日 平成十四年十二月十二日（木）

試験場 島根県教育庁 松江市殿町一番地

【連絡先】 島根県教育庁高校教育課 電話〇八五二―二二一五四二一

(二) 試験内容・日程

試験内容	日	程
受付・説明	午前 九時	午前 九時 十分
小 論	午前 九時 十分	午前 十時
専 門 教 養	午前 十時 十分	午前 十時 四十分
専 門 実 技	午前 十時 五十分	午前 十一時 二十分
面 接	午前 十一時 三十分	～

(三) その他

受験者には身体検査として、健康診断書（様式二による）の提出を求めます。  
七 選考結果通知等

- (一) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成十四年十二月二十六日（木）午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。

- (二) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

- (三) 選考結果の情報提供を名簿不登載者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に〇印を記入してください。提供する情報は、総合評価に

毎週火・金曜日発行

よる区分とします。

八 その他

(一) 問い合わせ先

島根県教育庁高校教育課 企画人事班 電話〇八五二―二二―五四二一

(二) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に〇印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(三) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

初任給(円)	短大卒(満二十歳) 一六四、四〇〇	大学卒(満二十二歳) 一九一、八〇〇
--------	----------------------	-----------------------

(平成十四年四月一日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

平成十四年十一月八日印刷  
平成十四年十一月八日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江学殿町南  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)